

現代日本の教育制度に関する授業実践の試み

— (その2¹) 学校教育制度の歴史的起源 —

An Experiment of Teaching about the Japanese System of School Education — Japanese School Education System in the history —

塚本 智宏²

Chihiro Tsukamoto³

要旨

本報告は、これまで筆者が1980年代末より行ってきた教育制度に関する授業実践の中から、現行の学校教育法が規定する学校制度に関し、とくに歴史的変遷を経て成り立っているその意味について考察する授業を選択し、その授業の目的並びに具体的な授業内容の展開を紹介することによって、関連授業を实践する授業者からのご意見・ご批判をいただくことを目的としている。

キーワード: 学校教育制度, 学校教育法, 単線型・複線型, 大学授業実践

はじめに

本論は、これまで筆者が1980年代末より行ってきた教育制度に関する授業実践の中から、現にある学校教育制度の歴史的変遷・歴史的な性格を十分に考察することによって、教職課程にある学生が将来勤務するであろう各々の学校の社会的機能や意義を学校制度のマクロな全体の中かに位置づけてそれぞれを対象化し、通常は意識されない制度への自らの関わりを自覚化することを意図した授業のひとつについて、その授業展開の流れにおいて紹介し、関連授業を实践する授業者からのご意見・ご批判をいただくことを目的としている。

本論で以下に紹介する授業とは、現行の学校教育法第一条に関するところで、これが規定する各々の「学校」を相互に矛盾なく説明しうるかという問題を主題として、端的にいうと、学校とはいかなるものかを歴史的に解明することを目的とする授業である。a. 「小学校」と「中学校」と「高等学校」と「大学」という制度概念の歴史性の解明、b. 「中等教育学校」というごく最近の学校制度の意味、c. 歴史の途上にある学校系統の単線型と複線型に関する理解、また、その理解と不可分の、d. 歴

¹ 本紀要の第7号において、「現代日本の教育制度に関する授業実践の試み」の(その1)を紹介し、本論はそれに続く試みである。前号にも書いたとおり、ここでいう教育制度とは、1945年以降のすなわち戦後日本の主として学校教育の展開を規定する法制度のことを念頭においている。日本国憲法・教育基本法並びに学校教育法を中軸として現状の学校教育の営みに対して影響を与え得る法的諸制度をこの考察の対象とするものである。

² 東海大学(札幌キャンパス)課程資格教育センター教育学研究室, 005-8601 札幌市南区南沢5条1丁目1-1; E-mail: tukamoto@tspirit.tokai-u.jp

³ Liberal Arts Education Center, Sapporo Campus, Tokai University, 5-1-1-1 Minamisawa, Minami-ku, Sapporo 005-8601, Japan; E-mail: tukamoto@tspirit.tokai-u.jp

史的な「統一学校」概念の理解, e.学校の進学・教育機会と社会の身分・階級の関係という学校制度が持つ社会的性格の把握, こういったことが本論のテーマとの関係で探究される。現行の単なる法的制度的な説明では得られない歴史的な制度認識を受講者に習得させることを目的とした授業である⁴。

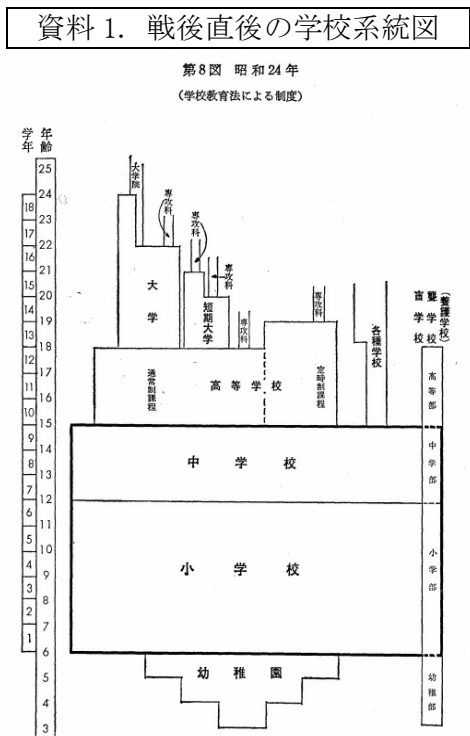
以下, 本論の流れは, 最初の問題の所在の確認に続いて, 第一に日本の戦前の学区制と学校制度の展開, そして, 第二に西欧近代の学校制度の展開, また, 第三にその具体例としての近代ロシアの学校系統の歴史を明らかにしながら, 最初の問題に解答することを最終目標として順に述べていきたい。

1. 問題の所在 学校(学校教育法第一条の規定による学校)とは何か?

以下の条文は, 1946 年日本国憲法 1947 年教育基本法を前提に成立した学校教育法の最新の第一条の規定であることを紹介する。

学校教育法第 1 条 この法律で, 学校とは, 幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校,
(), 特別支援学校, 大学及び高等専門学校。

学生が通常, 経験として知っている小学校・中学校・高校(正確には「高等学校」)・大学という 4 つの学校(幼稚園, 特別支援学校, 高等専門学校はここでは考察しない, またごく最近新設された()内の学校は空欄のまま授業を開始する)が制度として規定されていること, そして, この 6・3・3・4 の学校制度は戦後に制定されたものであり, 図示すると以下のような図(資料⁵)となることをまず確認する。



⁴ 教育制度論に関する, 伝統的なテキスト(⑩⑪)では, 一般に学校系統の歴史性, 複線型から単線型への移行等詳細に言及しているが, 近年のテキスト(⑮⑯)においてその扱いは後退している。

⁵ 以下, 戦前の日本の学校制度図は, 文部科学省の Web ページより引用。
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318188.htm

ここでまず、学校教育制度に関する最初の発問（以下の①）をする。

① この4種の学校は、歴史の流れにおいてずっと変わらずにきたものではありません。実は後から整理されて現在の名前に移り変わってきました。さて、最初の質問です。歴史の順でいくと、それらはどういう順番で生まれてきたのでしょうか。以下から選択せよ。

- a. 小学校 → 中学校 → 高等学校 → 大学
(下位の学校が先に生まれ、学ぶことが高度になってきて、順に後からさらに上位の学校をつくるというように、制度が積み重ねられて来た。)
- b. 大学 → 高等学校 → 中学校 → 小学校
(大学で学問を教えるのをだんだんレベルを下げて簡単にしていった。その順にそってそれぞれの学校がつくられてきた。)
- c. 大学 と 小学校が、同時に上からと下からとつくられて、あるとき合体した。
- d. その他

予想を確認する。学生の多くは、まずは、自分が学校階梯を順に上がってきたように、学校の制度も順に高度化し積み重ねられていったと考える者が多い。この質問①に対する解答は遠回りをして見つけなければならぬと述べて、次の問題②に行く。

ここで、多くはないが学生たちが過去に日本史の時間で学んだ事実を突き付けて考えさせる。1. 上流階級や僧侶の学校を思い出させ、江戸時代には「昌平坂学問所」(江戸時代)という最高位の学校があり、これが実は明治の帝国大学(今日の東大)の前身であったこと、そして、2. 江戸時代に「民衆の学校」と問えば、まず間違いなく「寺子屋」との答えが返ってくる。この両者はどんな関係なのか想像もつかないであろう。が、とりあえずこれら二つの支配階級の教育と民衆の教育の学校は、次の問いに向かうための土台をなす事実確認である。

先の学校教育法第一条にもどって、次の問いに進みます。

② ところで、「小学校」と「中学校」そして「高等学校」それに「大学」という制度名称について、普通は意識してないがそれらの名称の付け方にちょっとこだわって、考えてみましょう。これらはこの条文のなかで一列に並べられています。が互いにどんな関係になっているか考えてみましょう。なぜ小中大がついているのか、高校のところだけが高等という程度を表しているように思えます。さあ、それらの意味について説明してみてください。

- a. 小さな子・中くらいの子・大きい子が通うので、それらの名前が学校の前につけられた？高等学校は例外(説明不可)。
- b. いや各学校での教育の量の違いでしょう。小さい(少ない)ものから、中くらいの量、大きい量へと移行していく。でもやはり高等学校は例外(説明不可)。
- c. いや高等という名前からすると教育の質、レベルが低いものから高いものへという考え方が基本的のような気がする。そこから考えると逆になぜ小中大なのだろうか、わからなくなるが。

d. その他

ここには、学校制度を全体として考える学生の探究・試行錯誤が開始されている。ここにさらに問いを重ねて、「混乱」させる。

③ ここで、先の学校教育法第一条で空欄になっていた箇所に、最近できた新しい学校の名前を書き込んでください。これはそれまでの中学校の3年間と高等学校の3年間あわせて合計6年で教育を行う学校で「中等教育学校」と名づけられました。そういう名前がなぜつけられたのかというと、実は、すでに戦後の文部省は4種の学校を初等教育・中等教育・高等教育という3つの大区分のくくりで学校教育を分けてきました。小学校は初等教育、大学は高等教育、そして両者の間の中学校と高等学校を中等教育（すでにそれぞれを前期中等教育・後期中等教育）として来ました。ここから最近の新設の六年間の学校は「中等教育」学校と名づけられたのです。ここからすれば、初等・中等・高等というのは明らかに教育の程度・レベルで区分する考え方です。これは国民にはなじみの薄い制度概念でしたが、ここに至って、教育の程度を表す名称が「高等学校」なみならず「中等教育学校」が並び立つことになり、これらはともに中等教育の機関ということになります。

それにしても、小学・中学・大学という区分と中等教育学校・高等学校の区分両方が混在している現在の制度ですが、両者の区分のうち、小中大の区分は何によるのでしょうか。実はこれは戦前の学校制度の起点、明治維新直後の「学制」に遡るとすぐわかることになります。

2. 日本の戦前の学区制と学校制度の展開

資料 2. 1872年の学制⁶

大中小学区ノ事

第一章 全国ノ学政ハ之ヲ文部一省ニ統フ

第二章 全国ヲ大分シテ八大区トス之ヲ大学区ト称シ每区大学校一所ヲ置ク

第三章 大学区ノ分別左ノ如シ

第一大区

東京府 神奈川県 埼玉県 入間県 木更津県 足柄県 印旛県 新治県

茨城県 群馬県 栃木県 宇都宮県 山梨県 静岡県

計一府十三県東京府ヲ以テ大学本部トス

第二大区……（以下第八区までの県名など略）

第四章 北海道ハ当分八大区ヨリ之ヲ管ス他日別ニ区分スヘシ

第五章 一大学区ヲ分テ三十二中区トシ之ヲ中学区ト称ス

区毎ニ中学校一所ヲ置ク全国八大区ニテ其数二百五十六所トス

第六章 一中学区ヲ分テ二百十小区トシ之ヲ小学区ト称ス

⁶ 文部科学省の学制百年史資料編の下記のページより引用。

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317943.htm

区毎ニ小学校一所ヲ置ク

一大区ニテ其数六千七百二十所

全国ニテ五万三千七百六十所トス

第二十一章 小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスシハアルヘカラサルモノトス

之ヲ区分スレハ左ノ数種ニ別ツヘシ然トモ均ク之ヲ小学ト称ス

即チ尋常小学女児小学村落小学貧人小学小学私塾幼稚小学ナリ

第二十九章 中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所ナリ

分チ上下ニ等トス

ニ等ノ外工業学校商業学校通弁学校農業学校諸民学校アリ此外廃人学校アルヘシ

第三十八章 大学ハ高尚ノ諸学ヲ教ル専門科ノ学校ナリ

其学科大略左ノ如シ理学 化学 法学 医学 数理学

第三十九章 小学校ノ外師範学校アリ

此校ニアリテハ小学ニ教ル所ノ教則及其教授ノ方法ヲ教授ス

当今ニ在リテ極メテ要急ナルモノトス此校成就スルニ非サレハ

小学ト雖モ完備ナルコト能ハス故ニ急ニ此校ヲ開キ其成就ノ上

小学教師タル人ヲ四方ニ派出センコトヲ期ス

④ 1872年に、明治政府は江戸時代とは全く異なった学校の近代的な制度を導入することになります。この学制の条文をざっと眺めてそこですぐ気がつくことがあります。

小中大の区分はもともと「大中小」の学区の区分だったのです。学制の計画では、全国を8の大学区に分け8大学校を、1大学区を32中学区にわけ256中学校を、そして1中学区を210小学区にわけ53760小学校を置くことを計画しました。この計画は、19世紀前半のフランスの学制にならって学区制を採用したものでした。結局のこの制度名称が現在にまで及ぶことになります。大学区の大学校の方は計画倒れでしたが、少なくとも小学と中学の名称は学区の規模との関係で生まれその後の歴史をつくることになりました。

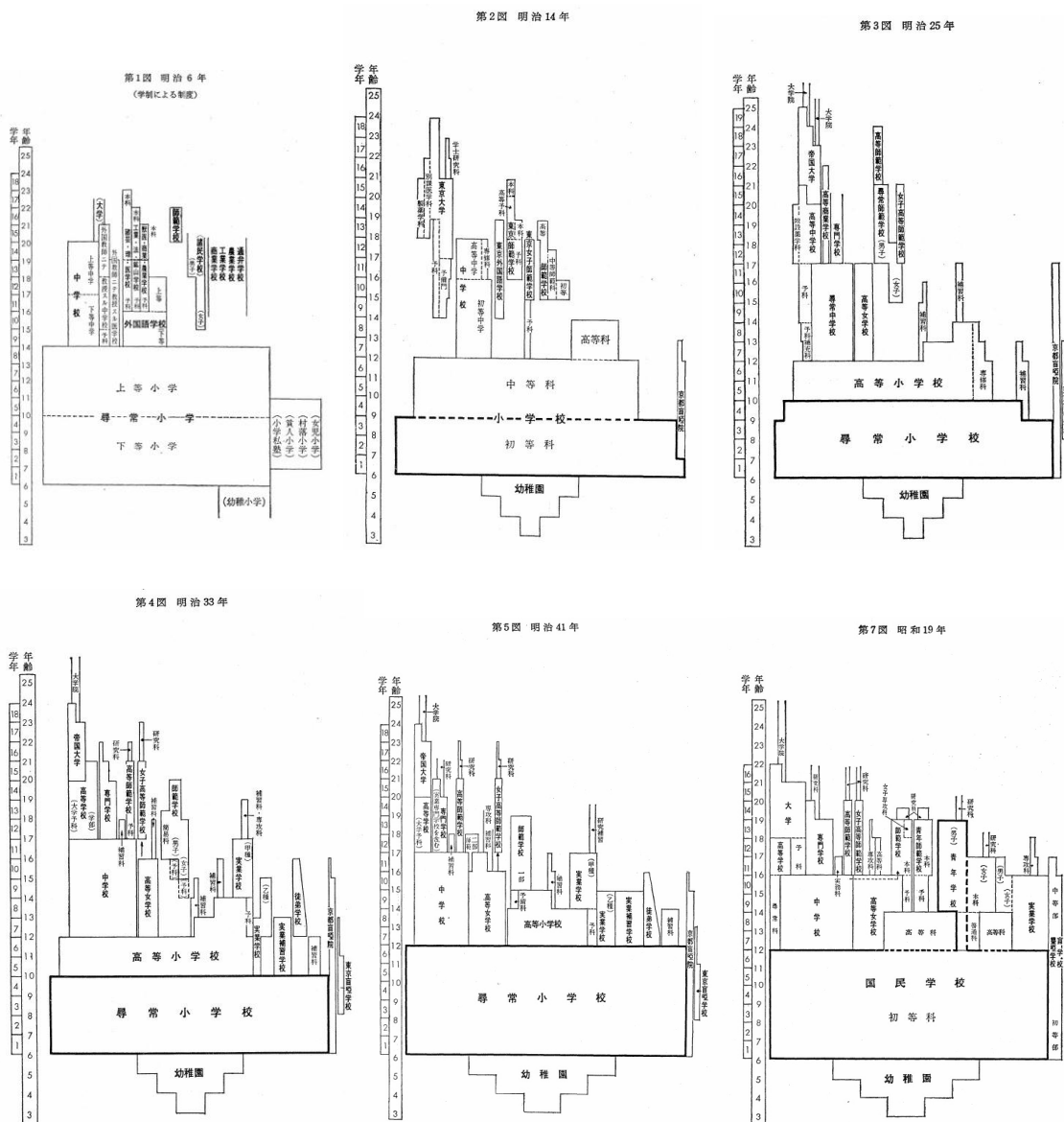
1872年の「学制」に基づく制度図第1図では、大学と小学・中学は連続しているように見えますが、大学は結局大正期に入るまで(東京)帝国大学(先の昌平坂学問所がその前身)一校が設置されたに過ぎず、そして、しばらくはこれと小学・中学との制度上の連続はなかったと見ていいと思います。

⑤ さて、先の「学制」文書資料に戻ってこれを見て、学区以外のことで、実はもうひとつの確認ができます。それは、ここ(「学制」の時期)には「高等学校」というのが存在しないということです。すでに見てきたように学区制の考え方と連動している小学・中学とはやはり別の考え方なのです。したがってここにはありません、ではどこにあるのか。

戦前の学校系統図の変遷(次ページ)をみながら見つけてみることにします。それぞれの制度図を順に、明治(以下Mとする)6(1874)年→M14(1881)年→M25(1892)年→M33(1900)年→M41(1908)年へと順に見ていくと、「高等学校」の「出現」は、4番目の1900(M.33)年以降のことだとわかります。そしてこれは、実態としてそれ自体の人材養成目的というよりも(帝国)大学に入学するための準備教育機関、「予科」として位置づく形で機能してしま

た。また同時に確認できるのは 1881 (M14) 年の段階では(その段階に遡ると), 大学 (東京大学) とその予科の系統がはっきり他の制度から分離していることが見てとれます。つまり,

資料 3. 戦前の学校系統図の変遷(M. 1874-1944)



明治政府は、維新以降の学校制度総体の歴史において、一方では「小学+中学の学校系統」をつくって来ていたが、他方では、大学をつくりそこに準備教育をする「予科」をいわば「下」位に付属する形で「大学+高等学校の系統」をつくりあげたということです。これら両者が制度上、形のうえで1900年頃から繋がり始めたように見えます。つまり小学校から中学校そして高等学校を経て大学に進むというような遠い道のりが見えはじめるのです⁷。

⑥ 確認をします。結局「高等学校」という制度は下位の学校(「小学校と中学校」との

⁷ しかし、実態は、後にも触れるが小学校についていえばそもそも民衆の就学率が9割を超えて皆学に近い状態になるのは明治末期 1900年頃以降のことであるし、一般に中学校への進学率はこれも多くは有産階層の子弟であり、民衆のさらなる進路は、中学・高等学校へと進学するのは困難であり、多くは高等小学校やその他の実業学校の方へと進学したのである(逸見勝亮,p.13-21参照)。

関係はなく、当時のエリートが大学進学をめざす予備校の位置づけから出発し、従って大学との関係で成立した制度概念だったということです。法律名でいうと1894年の「高等学校令」が、その起源と思われます。制度名称から過去を追跡した場合にそうした結論が得られます。

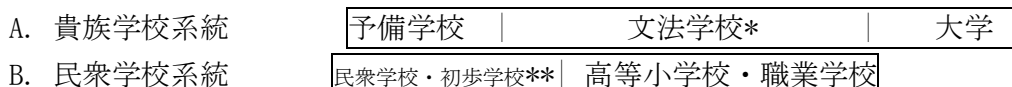
戦後の現行の学校教育の「高等学校」は、連続した単一型の制度に位置付けられて再出発しますが、今度はどんな意義を持って出発したのでしょうか。これは本授業の課題を越えますので問題提起だけにしておきます。

ここまで来ると、最初の問い①に対する答えがかなり見えてきたかと思えます。学校制度全体の積み木は、下からも上からも、両方からのインパクトがあったことがわかります。最初の問い①の答えは、結局3か4かということになります。この点を明らかにするためには西ヨーロッパの学校制度の歴史も見ることです。

3.-1 西欧近代の学校制度の展開

⑦ 明治期に日本が近代的な学校制度を導入する際に学んだ欧米の諸国の学校制度は、どのような歴史と現状をもっていただでしょうか。西欧は日本とは違ったのか、同じだったのか。以下に、ほぼ通説といわれていることに基づいて説明してみましよう⁸。資料4は、筆者が作成した19世紀末から20世紀初頭における西欧学校制度構造の概念図です。

資料4. 19世紀末-20世紀初頭西欧学校制度構造



* イギリスのパブリックスクールを含むグラマスクール、フランスのリセー(コレージュ)、ドイツ・ロシアのギムナジウム・ギムナジアなど名称が異なるが基本的に同種の学校。

** 各国によって名称は様々で民衆学校、国民学校、初歩学校という場合もあったが、いずれも上級の教育機関との関係で「初等」学校という名称を持つものではなかった。

まず、大学と小学校の起源をそれぞれ探ると、歴史は大学のほうが長く、イギリスでいえば中世の12, 13世紀あたりに生まれ、15, 16世紀頃にはその準備教育機関であるグラマスクールもすでに普及していました。神学や法学そして医学といったものが大学の学問として研究され教えられる場となり、その学問の言語はもともとほとんどがラテン語でした。大学で学問を学ぶためにはこのラテン語をマスターすることがまずは最も重要な前提条件でした。したがってそのラテン語の言語・文法を学ぶ文法学校のタイプの学校(イギリスでは文字どおり“グラマスクール”という大学前の予備学校)が必須となり、大学と同時にそれが普及することになったのです。そこで学ぶ人々は、当時の人々の精神的な世界を左右する宗教・神学、また、国を統治し人々を政治的に動かす法律の知識、そして彼らの健康・生命の維持あるいは社会の衛生上のコントロール、これらがとくに当時の支配者階級にとって必要なものだったことは想像できるでしょう。これが制度図のように貴族学校系統と一般に名づけられていいと思えますが、簡単にいって支配者階級の子弟がこれらの文法・大学教育に向かった

⁸ 本論では、論文末の参考文献①②③④⑥⑦を参考にしている。

のです。これらは、フランスではリセー、ドイツやロシアではギムナジウムといった、通常6-7年の教育機関で、現在の用語でいえば中等教育学校にあたるでしょう。そこに入るにはその機関に付属する予備学校・課程の学習を経ることが普通でした(資料4のA.)。

さて、一般の庶民・民衆はといえば、彼らには、少なくとも中世において、知識・教育は求められず、文字や数字といった記号の抽象世界が彼らの労働や生活に不可欠になってくる時代、とくに19世紀に入る頃、産業革命と市民革命という経済と政治の二つの近代的な革命を経た頃に、民衆のための学校が義務教育として徐々に制度化されていくこととなります。つまり民衆のための学校はほとんど19世紀に入ってからのもので、出来事としてよいのです。ちなみに日本では3-4年間の義務教育期間の小学校にほとんどすべての民衆が学校に通えるようになるのは19世紀の末から20世紀への転換期⁹で、またイギリスやフランスの義務教育の確立はおおよそ1870-80年代です。このときの学校は、日本が導入した先のフランスのような「小学校」というような制度区分もありましたが、実態は様々で、多くは「民衆学校」といったり、「国民学校」と訳されたりもしますが、要は支配階級のそれとは違う、民衆のための学校なのです(資料4のB.)。人々の教育の多くは民衆学校どまりで、その一部に上級の民衆学校(高等小学校)や職業学校に進む者がありましたが、いずれにせよ先の大学に進学が可能な系統とは全く異なる系統でした(民衆学校系統)。

このように、西欧の学校制度は基本的に二つの学校系統に(ドイツやロシアなどではこの両者の間に都市中間層のため都市学校・実科学校の系統が加わり、三つの学校系統に)分かれています。こうして初等学校レベルの段階からはっきりと分かれた複線型のコースが並立する状態で二つの系統相互には何の関係もなかったのです。端的にいうと、出自の身分・階級によって行く学校コースは決まっていたし、学ぶ内容や程度も決まっていたのです¹⁰。

しかし、19世紀末からこれが変化していきます。この時期西欧のイギリスやフランスやドイツやロシアなど、その現れは国によって違いがありますが各地に現れたのが「統一学校」への動きです。民衆学校の教育普及が一般化したことを背景として、これを初等基礎教育として、そこから様々な中等教育を統合したり、教育の程度や内容を共通化する動きやついには二つの系統の学校制度を統合すべきという改革案がつくられたりします。この動きは図式的にいうと、民衆学校→文法学校→大学という学校制度間の繋がりを、教育的には初等教育学校→中等教育学校→高等教育学校として教育内容・水準として連続させることになりました。20世紀に入ってようやく、いずれの学校も同じカテゴリーに入って、学校制度全体が初等・中等・高等という三段階で分ける考え方が成立するのです。

さあ、以上に見て来たことから、問いの①にほぼすべて答えたこととなります。

すなわち、学校は、まずa. 現在でいう高等教育機関の「大学」からつくられその準備教育機関としての現在でいう中等教育機関が次につくられ、これに何世紀か遅れて後、b. 民衆のための初等教育機関が生まれ、その後の近い歴史のなかで、このa. b. 両者が結合し、今日の

⁹ 桜井哲夫(1984), p.184 参照。

¹⁰ ここで比較ですが、19世紀の複線型と日本の戦前の複線型の違いは、いわば初等段階のところでは分裂していないということです。これを「民主的」と見る評価もありえますが、これはむしろヨーロッパの階級対立や制度を見聞して、当時の官僚たちがむしろ「階級間の融和」を図るものと考えたという有力な見解の方もあります。逸見勝亮(1991)p. 15 参照。

積み木となった、そう考えてよいことです。そういったダイナミックな歴史を体現しているのが現在の統一的な単線型制度ということになります。最初にみた戦後日本の学校教育制度はこういった歴史的な性格を有したものだということです。

3.-2 近代ロシアの学校系統の歴史

こういった動きを授業者は、近代ロシア史において具体的に研究したことがあります¹¹。

これまでの応用問題として考察してみてください。そこでは、前節で見えてきた学校制度が歴史的につくられるダイナミズムに、さらに、学校の進学・教育機会と社会の身分・階級の関係という学校制度が持つ社会的性格を把握する考察が加わります。

まず概略を述べると、帝政ロシアに文部省が設置され、同時に学校教育制度の基礎がおかれた1804年から、1917-18年の帝政崩壊・ロシア革命後の政権が新たな学校教育制度の基礎をおくまでのほぼ一世紀の流れを考察します。その流れは、一言で言えば、1828年までに形成される身分(貴族/僧侶/商人・名誉市民・町人・職人/農民)別の学校制度が徐々に後退し1917-18年の統一学校制度をめざして移り変わっていくプロセスでした。西欧に関して先にも述べたようにここロシアでも基本的には貴族教育の系統と民衆(農民)教育の系統があり、さらにこれらを両極として間に中間身分の教育を想定する中間学校系統をもつ身分別学校体系で、その三者は出発点において具体的にはそれぞれギムナジア/郡学校/教区学校の3学校が対応していました。この後、農奴解放を契機とするロシアの近代化の歴史の流れを背景とする上からの改革や比較的長期にわたる人々の就学・制度上昇という日常的行動に押されて、制度は変容していきます。

後掲の資料6において、学校制度図1-5(塚本, 1996による)を掲載していますが、これらは1830年代から1910年代にかけてのロシアの学校制度全体の変遷を示したものです。

また、民衆学校の系統, 中間学校系統, 貴族・ブルジョア学校系統¹²のそれぞれの変遷を整理して図式化するなら資料5のようになります。

資料5. ロシア3学校系統の変遷図

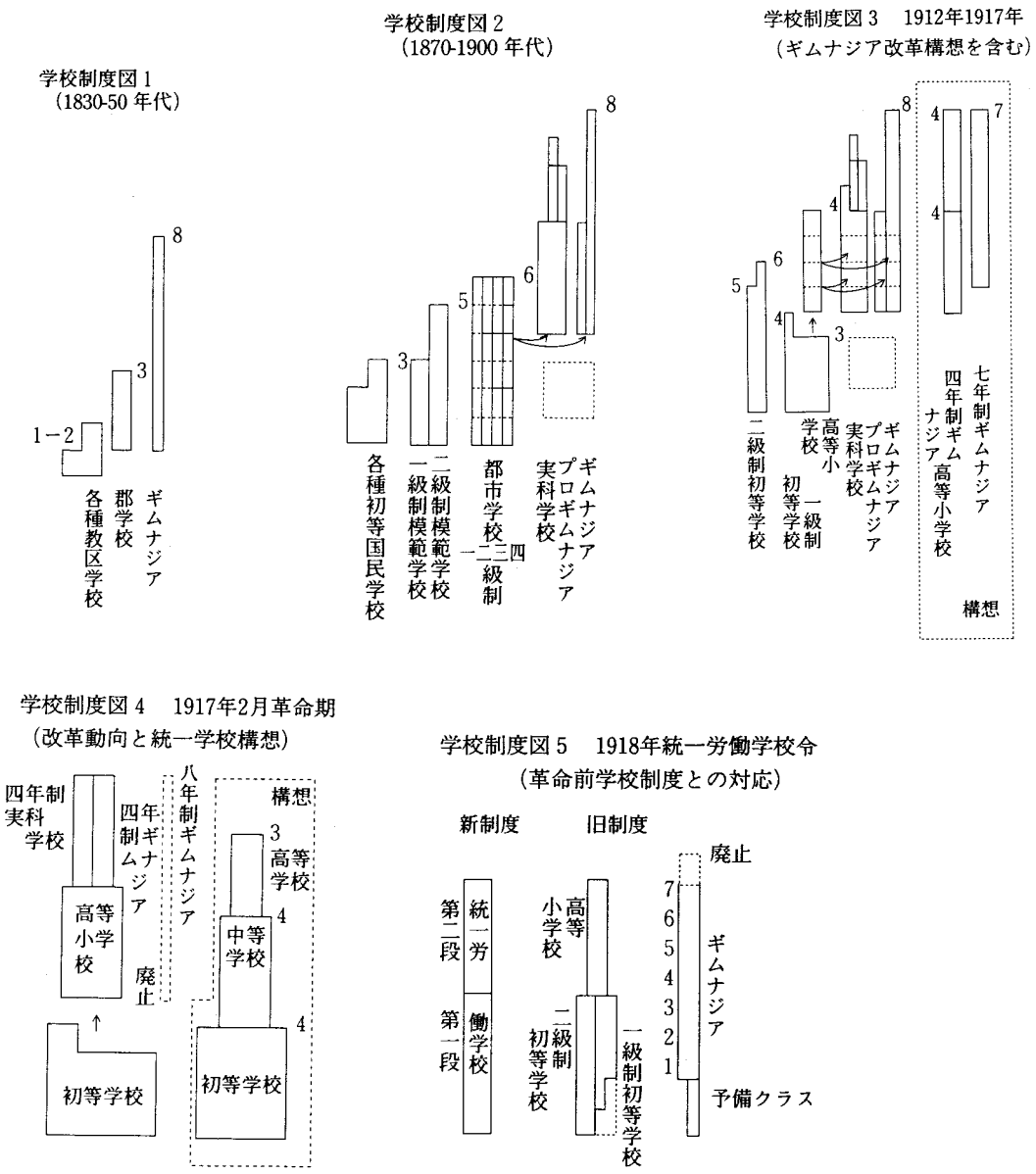
	制度図1	制度図2	制度図3	制度図4 (・構想)	制度図5
<u>①民衆学校の系統</u>	各種教区学校	→ 各種初等国民学校	→ 一級制初等学校	→(初等学校)	第一段学校
		二級制模範国民学校	→ 二級制初等学校		
<u>②中間学校系統</u>	群学校	→ 都市学校	→ 高等小学校	→(中等学校)	第二段学校
<u>③貴族・ブルジョア学校系統</u>	ギムナジア	→ ギムナジア(8年)	→ ギムナジア(4年)		第一・二段
		プロギムナジア(4年)	→(高等学校)		
		実科学校(6年)	→実科学校(4年)		

¹¹ 制度展開に関して利用しているのは参考文献の塚本(1995), 塚本(1996), 塚本(1997)の3論文, また, 制度の発展・展開と人々の就学・学習意欲との関係に関して参考となるのは塚本(1987) 塚本(2006)の2論文である。

¹² ここで貴族・ブルジョア学校系統というように系統名に「ブルジョア」を付しているのは, ここでの分析にギムナジアのみならず実科学校を含めて考察しており, それらが次第に学校制度そのものの変化や就学者構成が身分制度で区分することが不可能な社会構成となっていくことによります。

民衆学校の系統では、民衆を対象に初等教育普及が本格的にすすむのは農奴が農民として人格的に解放される 1860 年代の農奴解放以降のことですが、これ以降次第に地方の行政機関も普及に関心をもち 19 世紀末には初等教育制度のその裾野を広げつつ(資料 7-表 1 参照)、その年限の延長や教育課程の上積みを目指しながら初等後教育の拡大を模索するようになります。

資料 6. 19 世紀前半から 20 世紀初頭にかけてロシアの学校制度の変遷¹³



そして、ここからは職業学校への進学者も現れ、それに対応した職業学校制度改革も進行するようになります。

他方で貴族・ブルジョア系統では、量的な拡充を見せながら(資料 7-表 2 参照)、その就学

¹³ 資料 6 の制度図 2, 3 中の都市学校並びに高等小学校から出ている直線、曲線の→は、制度上編入可能となっているものであり、実際編入が行われていました。

者の身分・社会構成を変化させ、貴族官僚層のブルジョア層（都市中間層および富農層）に対する相対的な劣性の傾向はあきらかであり、その地位の逆転は、1880年代から1905年革
資料7. 近代ロシアの学校統計 初等・中等学校並びに都市学校など¹⁴

表1 文部省管轄初等学校数
(1871—1914年)

年	学校数	生徒数
1871	16,375	675,300
1880	21,240	1,119,100
1890	26,986	1,752,100
1900	36,829	2,592,600
1910	59,000	4,541,700
1914	80,801	5,942,100

表2 文部省中等教育施設数
(1882—1913(4)年)

ギムナジア・プロギムナジア			実科学校		
年	学校数	生徒数	年	学校数	生徒数
1882	225	65,800	1876	?	8,300
1890	237	58,600	1882	79	17,500
1900	242	82,700	1895	102	26,000
1910	355	124,600	1904	141	46,400
1913	460	152,100	1914	284	80,800

表3 ギムナジア・プロギムナジア
身分構成の変化 (1871—1914年)

年	貴族官吏	僧侶	都市住民	村落住民	他
1871	61.8%	4.4%	26.6%	5.6%	1.6%
1884	49.2	5.0	35.9	7.9	2.0
1898	52.2	3.4	34.6	7.1	2.7
1904	45.5	4.5	36.7	10.6	2.7
1914	32.5	5.6	36.8	20.0	5.3

表4 実科学校
身分構成の変化 (1874—1914年)

年	貴族官吏	僧侶	都市住民	村落住民	他
1874	55.4%	3.6%	30.7%	7.0%	3.3%
1884	40.7	1.8	41.8	10.9	4.8
1895	37.4	0.8	43.8	11.8	6.5
1904	32.3	1.5	43.8	19.3	3.1
1914	22.6	2.9	39.1	32.1	3.3

表5 都市学校（高等小学校）数の変化 (1873—1915年)

年	1873	1874	1879	1889	1899	1906	1914	1915
学校数	1	4	163	396	492	711	1,272	1,574

表6 郡学校（1865年）と都市学校（1908年）の身分構成

	貴族官吏	僧侶	都市住民	村落住民	他
郡学校（1865年）	28.9%	2.1%	54.6%	14.1%	0.3%
都市学校（1908年）	7.2%	1.1%	50.3%	35.9%	3.7%

命期にかけて進行し、1905年革命の後ブルジョア層の優位はほぼ明らかなものとなりました（資料7. の表3.4参照）。このように、中等教育の社会構成における「民主化」（ブルジョア

¹⁴ 塚本智宏（1996）より資料引用。

化)は実質的に進行しました。また、この系統内部で伝統的なギムナジアと実科学校との間に格差がありましたが、両者の制度上の同権、つまり後者からも大学受験が可能となる歴史がつくられつつありました。

両者の間に並立させられたこの中間学校は、教育程度でいっても両者の中間にあったが、歴史の進行の過程で、次第に民衆学校の教育課程との関係をつくり、その上位に位置づく「高等小学校」へと転身していくことになった。また、同時にこの中間学校からはギムナジアへの進学も可能となり、並列的な「中間」学校ではなく、初等学校から中等学校へすすむ段階的な「中間」学校の性格を有するようになる。そういった意味で先の二つの系統の重要な媒介項の役割を果たしたのである(資料7-表5, 6, また脚注13参照)。

結局、上記三系統はそれぞれの目的を有した当初のその閉鎖的な身分的使命をますます後退させ、新しい社会経済的要求に符合するより一般的な教育課題へと向かうことになり、従来その学校が予定していた入学者の身分的制約をますます後退させていました。

この流れは、貴族の目から見れば自分たちだけだった学校のもとに、ますます他の身分がそれも下位の身分までもがなだれ込んでくる事態と見えたはずです。逆に、初等学校に限られていた民衆の目は、次第にその上級の高等小学校へ、そしてさらに、民衆のごく一部の者にとっては、さらにギムナジアのレベルを仰ぎ見る変化が起こっており、こういった「下位」の制度からのインパクトをも受けて、ギムナジアなどは学校内の就学者の構成はますます「民主化」せざるを得ない流れとなり、結局、政治の大変動、1917年の二つの「革命」によってその方向ははっきりと「統一学校」制度として制度化されるに至りました。各国で統一学校の課題をめぐってのせめぎ合いが様々な始まっていた頃のことでした。

むすびにかえて

この授業を通して、学生に到達させたいと考えていることは以下の点です。

学校とは何かと問われて、学校教育法の第一条を示し、同法に規定されている小学から大学に至る学校それぞれの教育目的や内容の規定を確認しそのまま他者に向かって述べるところには、そこで行われる教育の仕事に関し何らかの主体的な認識が生まれる余地はない。しかし法律そのものが持つ歴史性やその矛盾に気がつけば、いかにそれらを理解し自らの選択としてその認識をいかしていくべきか、そういった主体性が表れることになる。

本授業は、制度として存在する小学から大学までの学校をむしろ総体として捉えなおし、各学校が、そのどこに位置する学校なのか、その学校の目的はどこにあるのか、それはだれのために何を教育するものなのかという点を歴史的に振り返るものであった。総体としての学校制度はその両極の成立の契機からすれば、一方はごく一部のエリートのための専門的な人材養成であること、他方は全国民に共通で基礎的かつ初歩的であること、これらは本来的に矛盾するものをもっています。歴史はその中間に位置する中等教育のレベルで両者がぶつかる試練を与えたといっていいいでしょう。その中間的位置ゆえに抱える困難や課題が常に生じるものだということ、社会経済の変動や政治の変動はそれらの困難や課題に新たなものを付け加えることになる。中等教育の教員はこういったことに無自覚であってはならないのだろうと考えられます。

また、人々がつくってきた制度の歴史の延長線上で私たちは仕事をするのだということ

す。今ある学校制度は、見てきたように、歴史の流れのなかでつくられ、様々な社会階層の思惑が交差し、従って学校というものに対するある様々な思いが蓄積された制度です。それは過去においてそうであったし、現在もまたそうだとことを認識しているか否かは仕事の仕方を変えるものと思われます。歴史の流れの中にあつて、過去と現在の人々の思いを受け取りながら、そこで働くものは、その制度に意識的に働きかけるものでなければならない。けっして与えられた法律に従つてのみ、人々を機械的に再生産していく無味乾燥な制度装置の中で働くのではないということです。

最後に、以上のことを踏まえて、学生には現在の課題を考えさせたいと思います。

① 教育制度のあるテキストには、本論で触れた「中等教育学校」は、学校選択制との絡みもありますが、戦後の「単線型」学校制度から見ると複線化をもたらすものだったとしています。あなたはこの制度の成立・普及についてどのように考えますか。

② また、この学校制度が立ち上がる際に、森嶋道夫『イギリスと日本』(岩波新書)は、次のような問題提起をしていました。あなたはどのように考えますか。

「各人には、能力の差があるのに、日本の学校制度は、これを無視して、一様な教育を強制している。勉強ぎらいの子どもまで、むりやり、高校までひきずり上げ、望んではいないレッテルをはりつけられている。教育期間の選択の自由がある複線型の制度の方がよいのでは？」

以上ここで述べた授業の到達目標について、その達成を検証する作業を改めて紹介する機会をもちたいと思う。

参考文献

- ① 岩田・岡田・高橋・白石共著(1958)『増補西洋教育史』第3版, 協同出版, 210-217
- ② 梅根悟(1976)監修『中等教育史Ⅱ(世界教育史体系25巻)』講談社, 179-231
- ③ 岡田与好(1979)『自由経済の思想』東京大学出版会, 148-149, 202-203
- ④ T. グリーン(1983年)『イギリス教育制度論』御茶の水書房, 32-46, 135-162
- ⑤ 桜井哲夫(1984)『近代』の意味-制度としての学校・工場-』日本放送出版会, 184
- ⑥ M. クラウル(1986)『ドイツ・ギムナジウム200年史』ミネルヴァ書房, vii
- ⑦ R. ベリング(1987)『歴史のなかの教師たち』ミネルヴァ書房, 1-12
- ⑧ 塚本智宏(1987)「農奴解放期の教育改革」, 竹田正直編『教育改革と子どもの全面発達』, ナウカ社, 18-51
- ⑨ 逸見勝亮(1991)『師範学校制度史研究』北海道大学図書刊行会, 15
- ⑩ 森秀夫(1995)『要説 教育制度』学芸図書株式会社, 13-23
- ⑪ 塚本智宏(1995)「帝政期ロシア身分制的学校制度の展開とその再編」, 『稚内北星学園短期大学紀要』第7-8号, 1-43
- ⑫ 塚本智宏(1996)「統一学校前史—帝政末期のロシア文部省学校制度の歴史的構造とその展開—」, 川野辺敏監修・岩崎正吾・遠藤忠編『ロシアの教育・過去と未来』新読書社, 7-23
- ⑬ 塚本智宏(1997)「帝政ロシアの学校教育制度と身分」, 『ロシア史研究』第60号, 32-42
- ⑭ 同(2006)「地下学校の教師—19世紀後半-20世紀初頭ロシア帝国領ポーランドの教育—」, 松塚俊三・安原義仁編『教師の比較社会史—国家, 共同体, 教師の戦略—』昭和堂, 59-78
- ⑮ 北野秋男編著(2010)『わかりやすく学ぶ教育制度』啓明出版, 82-85

⑩ 教育制度研究会(2011)『要説 教育制度』(新訂第三版)学術図書出版会, 36-54

⑪ 土屋基規編著(2011)『現代教育制度論』ミネルヴァ書房, 66-79

(受付:2013年1月31日,受理:3月14日)